



●発行：宗教者9条の会・大分 ●〒879-5102 由布市湯布院町川上 3561 見成寺 TEL 0977-84-2257 FAX 0977-84-5203

## 「戦犯」たちの告白」を観て

（日本アライアンス教団 大分キリスト教会副牧師 永井一匡）

当初予定していた映画「教えられなかった戦争」に変えて、その映画をより深く理解するために別の録画番組を観ることにしました。それは「戦犯たちの告白」というもので、1989年のNHK特集でした。

第二次大戦中、中国において、民間人を殺害した、捕虜を虐待したなどの非人道的行為をしたことによって、終戦後、捕虜となり収容所に入れられた日本兵1062人の物語でした。そこでは全員、自分のしたことを手記として書くことを指示されたそうです。番組では入手した手記を、書いた本人の所に持って行き、当時のこと、その後から現在に至るまでのことをたずねていました。多くの手記には、初めは民間人殺害にためらいがあったが、それがたたえられ、それによって昇格していくにつれ、積極的

に好んでするようになりました。それを改めて読んで皆さんが口々におっしゃっていたことは、この手記を書くことよって、悔い改めに導かれたということでした。初めは、命令され、仕方なしに書いた。しかし、二度目には、申し訳ないという思いで書いた。といつてもそこには、そうした残虐行為を、自分は戦争で仕方がなくしたんだといういいわけの気持ちがあった。ところが、三度目には、本当に申し訳ない、遺族からこの場で八つ裂きにされても仕方がないという、心からのさんげの思いで書いたというのです。そうした全員の手記が書かれた後、中国で裁判があったそうです。捕虜1062人の内、実刑で禁固刑が言い渡されたのが何と45人。後の人は不起訴になったそうです。傍聴席の中国人たちは不満

の叫びをあげ、場内は一瞬、騒然となつたそうです。しかし、裁判官が、中国政府は、この件において、死刑、終身刑を行わないことを改めて宣言し、裁判は閉じられたそうです。私は、日本の残虐行為の事実を聞いて

いましたが、それに対する中国の判決については、恥ずかしいことに知りませんでした。主イエス・キリストは「人を殺してはならない」「あなたの敵を愛しなさい」と教えられました。当時の中国での判決は、国家がそのような決断をしたということであり、それよって赦された人々はみな悔い改めたというのです。罪に罰を求め執行しても、憎しみが連鎖するだけです。罪を犯したものが罪を認め、悔い改める。そして被害を受けた側が赦す。このことがおきない限り、苦しみ、悲しみは連鎖し続けてしまうのです。

日本政府は、もう戦後は終わった、いつまでも敗戦国という負い目を持つ必要はないなどと言っていますが、すべき認罪、謝罪をしないうちは、いつまでたつても戦後は終わらないでしょう。終わりを宣言するのは危害を加えた側ではなく、加えられたアジア諸国の側の赦しによってだからです。

悲惨な戦争と、  
無限の成長の罫と、  
権力の支配からの解放を  
《仏典解釈》

### 日本国憲法 第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

は一瞬、騒然となつたそうです。しかし、裁判官が、中国政府は、この件において、死刑、終身刑を行わないことを改めて宣言し、裁判は閉じられたそうです。私は、日本の残虐行為の事実を聞いて

最近、大東亜戦争は、日本が、アジア諸国をヨーロッパの植民地支配から解放するために行われた戦争で日本の侵略戦争ではなかった、とか、外国へ進出したのは日本だけではない、日本だけが悪者のようにいわれているが、多くの人は洗脳されているなどと公の場で平気で言う人がおりとても残念な思いをしました。近現代における国家間の戦争は、経済的

な利権のむさぼりが根底にあることは否定しようがありません。ですからそれを覆い隠そうとする、どんな大義名分も戦争行為を肯定する理由になりません。ましてや、相手も悪いことをしていたのだから自分もしても良いなどという論理はもつてのほかです。

番組観賞後、意見交換がなされました。特に、憲法9条が変えられようとしている今日において、私たち大分宗教者9条の会は何をしていく必要があるかが問われました。その中で確認されたのは、「いのちの大切さ」「殺してはいけない」ということが核となること。そして、自分たちがどのようなものであるかということにしっかりと立ち、9条の問題に向かい合っていくことが示されました。

仏教界、キリスト教界ともに、その多くは、戦時中、体制擁護の側になびいてしまったということ。戦後、今まで、そのことをどのように決算してきたか、あるいはしてこなかったかということ。今、こうしたことに向き合っている自分自身がどのような人間であるかということ。平和を訴えながらも、人をこそ殺さないまでも、人を裁き、傷つけてしまう自分がある。そうしたことの矛盾や批判をもしっかり認め、引き受けつつ、9条の問題に向き合うこと、運動団体に起こりがちなそうした自己矛盾の棚上げをすることなく、自己矛盾を引き受けつつ問題に向き合うことが宗教者9条の会の役割であろうと、事務局の日野師が提言されました。自己矛盾を棚上げにばかりしている私は、とても恥ずかしく思われましたと同時に、深く感銘いたしました。自己矛盾を引き受けるこ

とが、まず、自分自身が平和に生きるための第一歩なのだと教えられました。

また、今後の学習の課題として、9条を守るということに伴う、紛争の解決に武力を用いないということ、非暴力による抵抗について学びたいとの意見が出されました。

とても中身の濃い学びでしたので、ぜひ、今後、多くの方とも共有したいと思われました。

## ダグラス・ラミス講演 聞書 No.1

06.11.9 大分市コンパルホール

### 開催趣旨について

夜の遅い時間の開催になり、お出かけ下さるのに迷惑を掛けた事かと思えます。事務局の判断で、お仕事を持っておられる方や、学生さんにも聞いてもらえればと言うことでこの時間になりましたことをお詫び致します。5月26日に「宗教者9条の会・大分」を立ち上げ、毎月「交流学習会」を開催して参りました。会報には載せてありますが「宗教が何故戦争と平和」という問題に発言することをためらってしまつたのか・あるいは宗教はきわめて個人的な精神の問題だとして、社会の様々な問題を切り捨ててしまつたのか。というようなことを歴史的に検証する作業を進めて参りました。具体的には幕末から新政府が樹立されるまで、*「廢仏毀釈」* や *「神仏分離令」* に代表される仏教への弾圧があり、数千の寺院の解散・解体という暴挙が行われています。維新成立後、政府は総力を挙げて「宗教政策」をとりあげてきました。仏教のみならず総ての教団に「神のくに」造りの担い手になることを要求してきたので

あります。勿論、抵抗運動の形跡もありますが、教団としての組織を生き残すために、明治憲法が制定される頃には完全なまでに宗教が国家に飲み込まれてしまいました。その結果として、戦争抑止の力を失い、侵略戦争の担い手としての翼賛体制を組んできたと言ったことが解ってきました。私たちはかつての苦い経験を繰り返さないために、今日の講演会を企画致しました。ラミスさんには自己紹介のあたりからお話下さればと：

### ※60年代日本社会に憲法は生きていた



みさなん今晚は。どうやって自己紹介をすればいいのでしょうか。アメリカ人でサンフランシスコ生まれです。憲法と関係のある話をしますと、昔の話ですけど大学を卒業して海兵隊にいまし

た。朝鮮戦争とベトナム戦争の狭間で、アメリカが戦争をやつていなかつた三年間の経験です。ですから人殺しの訓練は受けたのですが、戦場には行っていません。最後の一年は沖縄の基地の中にいました。除隊した後、アメリカに帰らず大阪外国語大学に日本語学科があり、日本語の勉強を始めました。そこで私の一生が決まつたようですが、1961年、外大の学生たちと話をしているときに始めて日本国憲法の話が聞きました。当時の学生は貧乏な時代だったから、学生が遊ぶといえは喫茶店に入つてコーヒ一杯を注文して半日くらい音楽を聴いたり、議論をしたわけです。61年と言えば60年安保闘争の学生は

まだ在籍しているわけです。だからマルキストとかリベラリストとか、卒業して金儲けをしたい学生とかもいるのですが、ものの考え方について、アメリカ生まれの中産階級で海兵隊の経験のある私に言いたいことがあったわけです。憲法9条のことでした。61年の学生たちは小さい子供の頃に空襲や、焼け野原になり食べ物のない生活を経験しているのです。だから「私たちは戦争を経験致しました」と言います。そして「私たちは二度と戦場に行きません・戦争をしません」「そのことは憲法9条に書いてあります」と言いました。自分の決心の方を先に言って憲法に定められているという順序の言い方です。

今考えるとその時代、憲法は日本社会に生きていたんです。

数十年経ったら大学生の言い方が変わりました。逆になったのです。私は20年間東京の津田塾大学で教えていたのですが、今の学生は「日本国憲法に戦争は禁止されています。だからできません」と言います。

61年の段階で、学生から9条の話をいくら聞いても私は説得されませんでした。「こんでもない」と思っていました。政治学科で4年間勉強して3年間海兵隊をやってきて、簡単に軍隊のない国があり得ると言うことは信じられなかったのです。国家というのは軍隊を持つのが常識だと。軍隊を持っていない国家は国家でも何でもない。

そのあとしばらく日本にいて、アメリカの大学院で学ぶようになって、ベトナム戦争が始まりました。私は反戦運動をやりながら、ベトナム戦の様々な情報を聞くようになりました。そこで少しずつ変わってきました。当時の学生たちが言っていたことはこういう事であったのかと。10年ほど経ってからでありますけれども、私が解っていないことを彼らは解っていた

のだと。彼らは戦争を経験していた、そして私にはその経験がなかったのだと。人間が根本的に変わるのには5年間とか10年間くらいはかかりますよネ。やっと日本国憲法はそういうことなのかと言うことが解り始めたのです。皮肉なことですが当時私に教えてくれた人達が「軍隊のない国はあり得ない」とかと言っているのです。80年から2000年まで津田塾で政治思想を教えたり、日本の反戦平和運動などに参加して、2000年から沖繩に住んでいます。自己紹介はここまでにして。

これから私の憲法観というか、日本国憲法を私はどういう風に理解しているかと言うことを申し上げていきたいと思えます。

### ※日本国民が押しつけた憲法

6年間沖繩に住んでいますと、もの見方が少し変わってきます。自分が何処に立っているのかということでもものが違った風に見えます。この机もここに立たないよこの形に見えないのです。だから沖繩に行かないよ日本が見えないよということがきつとあるのだと思えます。沖繩から大和・日本を見ると、東京から見た日本と違う形が見えてくるわけです。その意味では私の憲法解釈は沖繩から見た日本国憲法という意味があります。

現憲法の中で最も重要な言葉を一つ選ばうとするなら、私は「前文」の中の「われら」という言葉を選びます。最初の言葉は「日本国民」ですが、しばらくすると「われら日本国民」となっています。これは文法的な主語で、誰が語っているのかということがある訳であります。「大日本国憲法」の前文の最初の言葉は「朕」つまり天皇です。明治憲法の文法的な主語は天皇です。天皇が語っているのです。そこに定められ

ていることのすべてが天皇の命令であり恵みとされるわけです。当時の法律学者の分析によると、天皇は憲法に従う義務はありません。それは論理的に正しいのです。命令する人に従う義務はないのです。そういう形が明治憲法で、その形に比べて現憲法を見ますと、主語が変わりました。勿論その時はGHQがあつて占領軍がいたということがありますので少しややこしく思えるのですが、形として日本国憲法は、われわれ日本国民が政府に対して約束を求め、命令を下したと言えます。それが主権在民の本質なんです。

日本国憲法は押しつけ憲法だからダメだという説がありますよネ。でも押しつけが悪いのではありません。良い憲法はみんな押しつけ憲法なのです。どういう事かと言いますと、良い憲法は政府の権力・権限を制限するものなのです。権力に制限をもたせる、そういうことが基本的な役割です。それがないと政府は何をやっても良いということになるのです。ヨーロッパで言えば絶対王の時代がありました。絶対王は誰かが冗談を言った、それが可笑しくないといつて死刑にするとか、気に入らないメッセンジャーを殺すとかということをやってきたのです。そういうことができないように政府に制限をするわけです。自らに制限を与えるような政府はこの世に存在しないのです。政府の人達はその権力をほしひままにしたのです。強制しないと・押しつけないと、主権在民なんてことはできないものなのです。近代憲法の始まりと言われているイギリスの大憲章「マグナカルタ」は強制

なんです。ジョン国王に



署名しないと殺すぞと押しつけたのです。近代的な法治主義はそうして始まったのです。問題は、誰が何を誰に押しつけたかということなのです。押しつけ憲法だからいけないと言っているのは、アメリカが日本に押しつけたというのですが、そういうことではなくて、当時、アメリカと日本国民が政府に押しつけた訳です。アメリカは日本政府に憲法の草案を求めたのですが、出されたものは明治憲法とさして変わらないものだったので「新しい憲法」を押しつけた。それが嫌なのでしよう。押しつけ憲法は嫌だというのは憲法が作られたときから一貫して押しつけ憲法をかえようと政府は何時の時も思っていたと言っているのだと思います。

この日本国憲法が成立可能だった時期は、歴史的に戦争直後のごく僅かな時間でした。もしその時期が少しでも遅れていたらアメリカの政策は変わっていたのです。世界大戦の直後、理由は違ってもアメリカも日本国民も「日本の民主化、そして政府の権力を減らす」ことを求めました。しかし新憲法が公布された1946年の11月から施行の翌年5月までの間に冷戦が始まって、アメリカの政策は変わったわけです。施行の段階ではソ連に対してアメリカの盾になるような強い日本を期待したのですが、取り消しができなかったのです。その時からアメリカも自民党政権も9条に反対なのですが、押しつけが続いているわけです。誰が押しつけているのかというと、くどいようですが日本国民です。この半世紀余り国民が政府に押しつけ続けてきたのです。だから政府の人がこの憲法は押しつけ憲法だというのはその通りなのです。変えたくて変えたくて仕方ないのです。押しつけているのはアメリカではなくて国民だということを確認し、「9条の会」は政府に憲法

を守るように、押しつけ続けるためにあると言っている良いのかと思います。

憲法は誰が何のために誰にということ、**「われら日本国民は」**という主語が一番重要だと思います。

(次号に続く・文責 日野詢城)

### お知らせ

2月22日 コンパルホール3F大会議室  
 主催 俳人9条の会 P.M.1時30分  
 講師 梅木秀徳(合同新聞元論説委員)

3月10日 大分県保険医会館(大分市下郡)  
 主催 平和憲法を守る会大分 P.M.1時半  
 テーマ 国民投票法案学習会(講演会)

## 交流学習会

編)の上映会を致します。

前回の学習会で観る予定  
 でした『教えられなかつた戦争』(映像文化協会

明治維新以来、宗教界がどのようにして国家に取り込まれ、翼賛体制を取ることになったのかを中心に学んできましたが、少し視点を変え、「侵略からの解放・革命」というサブタイトルの付いた映像による学習会と致します。ビデオを見た後に意見交換をしたいと思いますのでお楽しみにして下さい。

期日 2月26日(月)2時  
 会場 日本バプテスト連盟大分キリスト教会  
 電話 097-53214240 大分市城崎町2-16-22

世話人(◎代表者)

- 無着成恭
- 酒迎天信
- ◎日野詢城
- 林 正道
- 西郡 均
- 古谷 聡
- 佐々木淳二
- 掛橋泰定
- 藤田宏紀
- 大在 紀
- 曹洞宗 泉福寺
- 日本山 妙法寺
- 大谷派 見成寺
- 大谷派 安養寺
- 本願寺派 誓岸寺
- 大谷派 蓮照寺
- 大分メソナイトキリスト教会
- 日蓮宗 妙栄寺
- バプテスト連盟大分教会
- 本願寺派 長光寺



### 編集後記

一月の交流学習会は、日本バプテスト連盟大分キリスト教会でした。教会は、場所もわかりやすく、駐車場も広く、建物ではまだばかりで気持ちのいいところ

です。今月も同じ場所ですので、ぜひ多くの方の参加をお願いたします。